

東京高裁、昭和五四年（行コ）第一一五号、一一六号、五七・一〇・一三判決  
(判 決)

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 控訴人  | 東京都地方労働委員会                     |
| 控訴人  | 総評全国金属労働組合神奈川地方<br>本部旭ダイヤモンド支部 |
| 控訴人  | 旭ダイヤモンド三重工場労働組合                |
| 被控訴人 | 旭ダイヤモンド工業株式会社                  |

(主 文)

本件各控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人らの負担とする。

(事 実)

控訴人ら代理人は、「原判決を取り消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述、証拠の提出・援用及び認否は、次に付加するほか、原判決の事実摘示と同一であるから、これを引用する。

(控訴人総評全国金属労働組合神奈川地方本部旭ダイヤモンド支部(以下「控訴人支部」という。))同旭ダイヤモンド三重工場労働組合(以下「控訴人三重労組」という。))代理人の陳述)

控訴人支部と控訴人三重労組は、昭和五五年末一時金要求及び昭和五六年春闘時にその都度連合会を結成して交渉に臨み、同年九月二二日には、年間を通しての連合会を結成した。この連合会による交渉は、形式上規約が定められたことなどが異なるだけで、両組合の統制力、統一的意思形成、意思決定等については、本件でいう共同交渉と実質的に同じである。

したがって、被控訴人は、右連合会との交渉には応じているのであるから、当然本件でいう共同交渉にも応ずべきである。

(被控訴代理人の陳述)

控訴人支部及び控訴人三重労組は、昭和五五年末一時金要求時以降三回にわたって結成された連合会との交渉をもって、本件でいう共同交渉と実質的に同じであると主張するが、これを争う。右連合会は、その結成の都度被控訴人に対し、結成通知、規約及び役員名簿を提出し、かつ、連合会名義による要求書提出や団交申入れがなされているなど、労働組合法二条、五条の要件を備えた連合体に当たらないとする理由がない。そして、本件でいう共同交渉においては両労組を統括した統一意思と統制力が存在しないのに対し、右の連合会にあっては、その統一意思及び統制力が認められるので、被控訴人は連合会との団交に応じたのである。

(証 拠)

被控訴代理人は、甲第一〇号証の一、二、第一一号証の一ないし一五、第一二号証の一ないし六、第一三号証の一ないし四、第一四号証を提出し、丙第二〇号証及び第三〇号証の一ないし三の成立は不知、その余の当審提出丙各号証の成立は認めると述べ、控

訴人支部、同三重労組代理人は、丙第二〇ないし第二九号証、第三〇号証の一ないし三、第三一号証の一、二、第三二ないし第三八号証を提出し、当審証人Z 1、同Z 2の各証言を援用し、当審提出甲各号証の成立を認めると述べ、控訴人委員会代理人は、当審提出甲各号証の成立を認めると述べた。

(理 由)

当裁判所も、被控訴人の請求は理由があるからこれを正当として認容すべきであると判断する。その理由は、原判決がその理由において説示するとおりであるから、これを引用する。

よって、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、いずれも棄却することとし、控訴費用の負担につき民訴法九五条、八九条、九三条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第九民事部